

福岡県若年者専修学校等技能習得資金貸与事業

対象者

- ① 中学校、義務教育学校、高等学校もしくは中等教育学校の新規卒業者（中等教育学校の前期課程を修了した者を含む）
- ② 高等学校もしくは中等教育学校の後期課程を中退した者

対象学校

1. 専修学校

- ① 専門課程（修業年限1年以上、2年未満のものに限る）
 - ② 高等課程（修業年限1年以上）
- ※修業年限2年以上の学科については技能重視の学科のみ実施
- ③ 一般課程（修業年限1年以上）

2. 各種学校（修業年限1年以上）

※修業に必要な技術・技能の習得を目的とした学科に限る

収入基準（①～④のいずれかに該当）

- ① 生活保護法に基づく保護を受けている世帯
- ② 地方税法の規定により、市町村民税が非課税とされている世帯
- ③ 地方税法の規定により、市町村民税が減免されている世帯
- ④ 世帯の収入が生活保護基準額の1.5倍以下の世帯

貸与単価

- 修学資金（月額）：専門課程 53,000円 その他課程等 30,000円
- 入校支度金 100,000円

申請時期

- 4月末まで

申請先

- 大任町役場 住民課 社会福祉係

貸付利息

- 無利子

貸付期間

- 在学期間（留年不可）

連帯保証人

- 1人（申請者が未成年者のときは親権者または後見人）

返還期間

- 在学期間の3倍の期間以内（原則最長12年以内）

返還方法

- 月賦、半年賦、年賦、その他1年以内の割賦

返還免除

- 資金の貸与を受けた者が死亡したとき
- 資金の貸与を受けた者が、精神もしくは身体の障害により労働能力を喪失し、技能習得資金を返還することができなくなったとき

返還猶予

- 災害または傷病等により返還期日までに返還することが困難と認められたとき
- 高等学校、専修学校もしくは大学等に在学するとき

お問い合わせ先

- （貸与相談や申請等について）
- 大任町役場 住民課 社会福祉係 ☎63-3004
- （貸与相談や申請等について）
- 福岡県福祉労働部労働局 職業能力開発課 技能振興係 ☎092-643-3603